

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度とは…

75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、高齢社会に対する仕組みとして、後期高齢者の独立した医療制度が創設されます。

これまで75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人で、国民健康保険や被用者保険（健康保険組合や共済組合など）に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていた人は、平成20年4月からは新たな独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

制度の運営

「後期高齢者医療制度」の運営は、各都道府県単位ですべての市町村が加入する「広域連合」（岡

山県では「岡山県後期高齢者医療広域連合」が行います。

広域連合は、被保険者の認定、保険料の決定、給付の決定など「後期高齢者医療制度」の運営全般を行います。

市町村は、後期高齢者医療制度の事務のうち、保険料の徴収、被保険者からの申請や届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

医療を受けたときの給付

これまでの「老人保健制度」と同様の給付が受けられます。自己負担は、原則1割または3割（現役並みの所得のある人）となります。

保険料について

「後期高齢者医療制度」では、すべての被保険者が保険料を負担することになります。保険料は、原則年金から天引きされ、被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者で、これまで自分で保険料を支払っていなかった人も、保険料を納めることとなります。

いままでの老人保健制度とこれからの後期高齢者医療制度との比較

制度	期日	加入する制度は？	対象となる人は？	対象となる時は？	保険証は？	保険料は？
老人保健制度	平成20年3月31日まで	国民健康保険または被用者保険（健康保険組合や共済組合など）に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けます。	75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人。	●75歳の誕生日のある月の翌月（誕生日が1日の人はその月）から ●65歳以上75歳未満で一定の障害がある人が、市町村の認定を受けた日の翌月1日から	加入している医療保険から被保険者証が世帯に1枚、または1人に1枚交付され、市町村からも「老人保健法医療受給者証」が1人に1枚交付されます。	加入している医療保険に各自納付します。被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者は保険料の負担はありません。
後期高齢者医療制度	平成20年4月1日から	現在加入している医療制度から脱退して、新たな独立した医療保険制度の「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。	75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人。被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者も対象。	「後期高齢者医療制度」の被保険者の資格を得たときから ●75歳になったとき（75歳の誕生日の当日から） （平成20年4月1日以前に75歳以上の人は平成20年4月1日から） ●65歳以上75歳未満で一定の障害がある人が、広域連合の認定を受けたとき	被保険者全員に「後期高齢者医療制度」独自の被保険者証が1人に1枚交付されます。 （※被保険者証については、平成20年3月下旬に郵送する予定です）	被保険者すべての人が保険料を納めます。これまで保険料の負担がなかった被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者も保険料を納めるようになります。

す。

現在、国民健康保険税を納付している人は、後期高齢者医療に加入すると、国民健康保険から脱退することになるため、二重に国民健康保険税を支払うことにはなりません。

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員で負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

※保険料率については、平成19年12月末ごろ決定予定です。
※この後期高齢者医療制度は、現在も内容が見直されている状況のため、今後、内容が変更する場合があります。

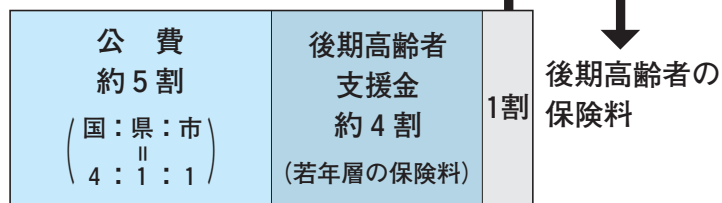
問い合わせ先

市市民課
 ☎0869-22-3958
 FAX0869-22-3973
 岡山県後期高齢者医療広域連合
 岡山市今二丁目2-1
 ☎086-245-0090

後期高齢者医療制度の財源

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、後期高齢者が医療機関で支払う窓口負担を除いた部分を公費（国、県、市）が約5割を負担、現役世代（若年層の保険料）からの支援が約4割を負担し、残りの1割を後期高齢者から保険料として納めていただき運営していきます。

財源の内訳



後期高齢者医療制度運営の仕組み

